

埼玉県農産物安全関係団体運営費補助金交付要綱

平成15年7月30日決裁

平成20年6月24日改正

令和3年4月20日改正

(趣旨)

第1条 県は、農産物安全関係団体（以下「安全関係団体」という。）の組織を充実強化し、県内の農産物の安全を図ることにより、公共の福祉の増進に寄与するため、安全関係団体に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この手続に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、安全関係団体の運営に要する経費とし、その内訳は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事務費
- (2) 会議費
- (3) 人件費
- (4) 役員報酬
- (5) 旅費
- (6) 建物等管理費
- (7) 調査費
- (8) 負担金
- (9) 印刷費

(10) その他特に知事が必要として認めた経費

(補助額)

第3条 前条の経費に関する補助額は、予算の範囲内で知事が別に定めた額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 申請書の提出期限は、毎年度知事が別に定める。

(添付書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(支払方法)

第8条 支払方法は、概算払とすることができる。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合にはこれを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告又は税務官署による決定等の処分により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 実績報告書の提出部数は1部とし、その提出期限は補助事業の完了(補助事業の廃止、事業年度完了の場合を含む。)後50日以内とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号の通知書により行うものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成15年7月30日から適用する。

この要綱は、平成20年6月24日から適用する。

この要綱は、令和3年4月20日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年度農産物安全関係団体運営費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

団体名

代表者名

下記により、 年度農産物安全関係団体運営費補助金の交付を受けたいので、
補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の経費の配分

経費区分	補助事業に要する経費	左のうち県補助金	備考
	円	円	
計			

4 補助事業の完了予定年月日

5 収支予算

(1) 収入

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
計				

(2) 支出

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
事務費				
会議費				
人件費				
役員報酬				
旅費				
建物等管理費				
調査費				
負担金				
印刷費				
その他知事が認めた経費				
計				

6 添付書類

事業計画書

様式第2号（第6条関係）

年度農産物安全関係団体運営費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった
年度農産物安全関係団体運営費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法

3 交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分を20%を超えて流用する場合補助事業の内容の著しく変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合には、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 次の各号の一に該当するときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、又は交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付しないことがある。
 - ア 事業の実施方法が著しく不適當で、目的達成の見込みがないと認められたとき。
 - イ 支出額が予算額に比べて20%を超えて減額したとき。

様式第3号

年度農産物安全関係団体運営費補助金事業変更承認願

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け農安第 号で交付決定通知のあった
年度農産物安全関係団体運営費補助金について、下記のとおり変更したいので
承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更事項

(注意) 変更事項は、補助金交付が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。

様式第4号（第9条関係）

年度農産物安全関係団体運営費補助金実績報告書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け農安第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度農産物安全関係団体運営費補助事業が完了したので補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 補助事業の成果

4 経費の配分

経費区分	補助事業に要した経費	左のうち県補助金	備考
計			

5 収支決算

(1) 収入

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
計				

(2) 支出

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
	円	円	円	
事務費				
会議費				
人件費				
役員報酬				
旅費				
建物等管理費				
調査費				
負担金				
印刷費				
その他知事が 認めた経費				
計				

6 添付書類

事業実績書

様式第5号（第10条関係）

年度農産物安全関係団体運営費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度農産物
安全関係団体運営費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の
規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

確 定 額 金 円

様式第6号（第9条関係）

年度農産物安全関係団体運営費補助金
に係る消費税仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け農安第 号で交付決定の通知を受けた
年度農産物安全関係団体運営費補助金について農産物安全関係団体運営費補助
金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 規則第14条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け農安第 号による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

（注）参考となる資料等を添付すること。